


令和7年度
就学に向けての相談について
 ～12分でわかる就学相談～



横浜市教育局 特別支援教育相談課
 (特別支援教育総合センター)

【本動画の内容】

- 1 就学相談とは？
- 2 就学相談の申込みからの流れ
- 3 就学相談の申込み締切

1 就学相談とは？

小学校に入学(就学)した際、**個々の力を十分に伸ばすためのふさわしい教育環境(特別な学びの場)**や必要な支援について、保護者とともに考えます。

1 就学相談とは？

【横浜市における特別な学びの場】

①個別支援学級

(小・中学校内の校内にあり、お子さんに応じた支援指導を行うための学級)

②一般学級+通級指導教室

(在籍校から離れて支援指導を受ける特別な学びの場)

③特別支援学校・支援学校

(身体、知的に障害のあるお子さんが通う学校)


 ①～③の「**特別な学びの場**」を検討するためには、特別支援教育総合センターでの「就学相談」が必要です

【個別支援学級（特別支援学級）とは】

- ◆学級種・・・① 知的障害 ② 自閉症・情緒障害 ③ 弱視
- ◆学級規模・・・児童**8人**に対し、教員**1人**
- ◆教育課程・・・一般学級、特別支援学校のカリキュラムを参考に、実態に応じた特別な教育課程を編成
- ◆交流及び共同学習
児童の実態に応じて計画的に一般学級と実施

小・中学校内の校内にあり、お子さんに応じた支援指導を行うための学級

【通級指導教室とは】

◆目的

障害などに基づく学習上または生活上の困難の改善・克服
※**教科学習の補充は行いません**

◆対象

- ① 一般学級の学習におおむね参加可能なお子さん
(知的発達の遅れがない)
 - ② 弱視、難聴、言語障害、情緒障害、自閉スペクトラム症、LD・ADHD等の**特別な支援、指導**を必要とするお子さん
(難聴、口蓋裂の場合は、個別支援学級在籍のお子さんも対象)
- 【①と②の両方を満たすお子さん】**

【特別支援学校・支援学校とは】

- ◆部 門・・・視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱
- ◆学級規模・・・児童**6人**に対し、教員**1人**
- ◆教育課程
特別支援学校の学習指導要領を基に、児童の障害の状態や特性及び発達の程度に応じて、教育課程を編成
- ◆交流及び共同学習
学区の小学校の一般学級や個別支援学級の授業や行事等に参加

2 就学相談の申込みからの流れ



I 学区の小学校へ電話にて面談の予約

◆ 電話で確認すること

- ・面談に参加する人数、訪問時の注意事項を確認
- ・面談時に、一般学級や個別支援学級等の見学が可能かを確認

◆ 電話をするときの例



「次年度、就学予定の〇〇と申します。校長先生か副校長先生は、いらっしゃいますか？」

（校長先生にかわったら）「初めまして、次年度就学予定の〇〇と申します。『子どもの就学についての面談』のお願いのお電話です。」

時期によって、学校行事と重なる場合や、校長の校務により、就学相談と前後することもあります。

II 学区の校長と面談

◆ 面談や見学を通してすること

- ① お子さんの様子、就学についての心配な事を相談する
- ② 就学を検討している学校種（特別支援学校）、学級種（一般学級・個別支援学級・通級指導教室など）、具体的に必要な支援などを伝える
- ③ 学校の雰囲気や個別支援学級の様子、教室環境などの情報を得る

特別支援学校を検討している方も、必ず個別支援学級の見学をしてください

III 特別支援教育総合センターへ相談の申込み

◆ 必要な書類

① 就学・教育相談申込書

- ※「横浜市特別支援教育総合センター」のHPからダウンロードしてください
- ※ダウンロードやプリントアウトできない場合は、特設センターにご連絡ください

② 一年以内の発達検査結果

- ※書面でお持ちの場合のみ、コピーを同封してください

◆ 申込方法

① 記入したものを郵送して送る

② 横浜市電子申請システムに入力して送信する

- ※「②横浜市電子申請システム」は、5月以降を目途に運用開始の予定

☆相談時期は、「検討したい就学先」によって設定します。先着順ではありません。
日程決定まで最大4か月程度時間を要することがあります。

IV 就学相談当日の流れ

① お子さんと保護者と当日の流れ確認

② お子さん 集団活動「学校ごっこ」

② 保護者 相談室待機

※1 ※2

③ 検査結果
有りの場合は
検査なし

③ お子さん 田中ビネー知能検査Ⅴ
発達検査 60分程度

③ 保護者 相談1
園や家庭での様子、お子さんのよいところ、就学にあたっての不安、希望する学級種、学校種、学校見学の様子など

④ お子さん 相談室で休憩
その後 保育「自由遊び」

検査結果を受けて

④ 保護者 相談2

終了（概ね1時間30分から2時間）

※1 身体不自由に関する相談については、集団活動や発達検査を実施しないことがあります。

※2 身体不自由に関する相談については、理学療法士による身体・運動面のチェックを行うことがあります。

**V 相談後、必要に応じて、学区の校長と相談結果を
共有、今後の具体的な支援について再度面談**

一般学級・通級指導教室・個別支援学級

保護者の同意を経て、相談後、特総センターから

- ① 学校へ電話連絡【相談当日】
- ② 学校へ「就学・教育相談報告書」を送付
【相談後4週間程】

(必要に応じて)就学に向けての準備や就学後の学級
種の最終確認、具体的な支援を学校と再度確認、検討
してください

3 就学相談の申込み締切

- ◆ 特別支援学校を検討: **6月30日締切**
- ◆ 個別支援学級、通級指導教室を検討: **7月31日締切**
(早めのお申し込みをお願いします)
- ◆ 相談日時決定後、ご自宅へ「相談日時決定通知書」を
郵送します。
- ◆ 相談申込書提出後に、発達検査を受けた場合は
必ず特総センターに電話をお願いします。
- ◆ 相談日時の都合が悪く、延期する場合や相談自体をキャンセ
ルする場合も特総センターへ電話をお願いします。



令和7年度 就学に向けての相談について ～5分でわかる個別支援学級～



横浜市教育委員会 特別支援教育相談課
(**特**別支援教育**総**合**セ**ンター)

【本動画の内容】

1 個別支援学級とは？

- ① 知的障害個別支援学級
- ② 自閉症・情緒障害個別支援学級
- ③ 弱視個別支援学級

2 個別支援学級の就学までの流れ

1 個別支援学級とは？

「児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、
資質・能力、目標、学習内容を設定し、指導、支援していく
ための学級」

横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領 特別支援教育編

知的障害
個別支援学級

自閉症・情緒障害
個別支援学級

弱視
個別支援学級

一人ひとりの教育的ニーズに応じて指導や支援を
行う少人数(8人以下)の学級です

横浜市では、「一人ひとりの教育的ニーズに応じて指導・支援する」
ことを大切にすることから「個別支援学級」と呼んでいます

① 知的障害個別支援学級

知的機能の発達の状況に合わせた教育課程を編成し、
生活場面に即して、実際の、具体的に学習を進めていく学級です

【学級定数等】

- ・1学級の人数は8人まで
- ・8人までで、担任が1名
- ・複数の学年の児童で学級
編成する場合があります

【教育課程】

- ・当該学年の学習内容、下学年の学
習内容、知的障害のある児童のた
めの学習内容等、一人ひとりの児童
の学習状況に合わせて設定します
- ・自立活動を取り入れます

【交流及び共同学習】

- ・主たる教育課程や個別の指導計画等の目標に基づき設定します
- ・週の半分を超えない時数の範囲で実施できます
- ・超える場合は、次年度の一般学級への転籍に向けての取組を進め
ていきます

② 自閉症・情緒障害個別支援学級

適応困難の改善、対人関係の形成や生活に必要なルール、心理的な安定や集団参加に関することを学習し、情緒の安定を図っていくための学級です

【学級定数等】

- ・1学級の人数は8人まで
- ・8人までで、担任が1名
- ・複数の学年の児童で学級編成する場合があります

【教育課程】

- ・自立活動を取り入れます
- ・当該学年の学習内容を行う、必要に応じて、下学年の学習内容の取扱いを検討し、取り入れます
- ・自立活動を取り入れます

【交流及び共同学習】

- ・主たる教育課程や個別の指導計画等の目標に基づき設定します
- ・週の半分を超えない時数の範囲で実施できます
- ・超える場合は、次年度の一般学級への転籍に向けての取組を進めていきます

③ 弱視個別支援学級

視覚障害の状態等に応じて、それに関する配慮をしながら、小・中学校に準ずる教育を行うための学級です

【学級定数等】

- ・1学級の人数は8人まで
- ・8人までで、担任が1名

【教育課程】

- ・視覚障害の困難さに応じた自立活動、特設の自立活動の指導を設定します。
- ・当該学年の学習内容を設定します

【交流及び共同学習】

- ・個別支援学級において、視覚障害の状態等に応じて、自立活動の指導を行いながら、交流及び共同学習を中心に学習することが可能です
- ・弱視級担任が交流学級で指導する場合は、時数の範囲を定めません

2 個別支援学級への就学までの流れ

① 就学相談で個別支援学級の判断



② 学区の学校の校長先生と面談(必要に応じて)

<時期(例)>

- ・特設センターの相談後、家庭と学校の都合の良いとき
- ・就学時健康診断で学校に行くとき(11月以降～)
- ・入学説明会で学校に行くとき(1月以降～)



学校と相談しながら必要に応じて
個別支援学級体験

③ 小学校への入学(個別支援学級への入級)



令和7年度 就学に向けての相談について ～5分でわかる通級指導教室～



横浜市教育委員会 特別支援教育相談課
(**特**別支援教育**総**合**セ**ンター)

【本動画の内容】

- 1 通級指導教室とは？
 - ① 指導回数、指導形態、指導内容
 - ② 通級指導教室設置校
- 2 通級指導教室利用までの流れ
- 3 通級指導教室の現状と利用の考え方

1 通級指導教室とは

◆目的

障害などに基づく学習上または生活上の困難の改善・克服
※**教科学習の補充は行いません**

◆対象

① 一般学級の学習におおむね参加可能なお子さん
(**知的発達の遅れがない**)

② 弱視、難聴、言語障害、情緒障害、自閉症、LD・ADHD
など**特別な支援、指導を必要とするお子さん**
(難聴、口蓋裂の場合は、個別支援学級在籍のお子さんも対象)

【①と②の両方を満たすお子さん】

① 指導回数、指導形態、指導内容

	情緒障害(LD・ADHD等)	弱視、難聴、言語障害
指導回数	お子さんの状態や目標等によって異なります。 週1回から月2回程度	
指導形態	グループ指導が基本	個別指導が基本
指導内容 「自立活動」を 参考	情緒の安定、対人関係、 コミュニケーションスキル、 認知特性に応じた学習 等	視覚補助具の活用 補聴器の装用 言語・発音に関すること 等

◎小学校は保護者付き添いが必要(保護者面談、保護者支援等)

◎在籍校内に設置されている通級に通う場合も付き添いが必要

② 通級指導教室設置校

弱視【特別支援学校】盲特別支援学校（神奈川小学校分教室）

難聴、言語

【小学校】
藤が丘（言語）
幸ヶ谷、東、
洋光台第二

【特別支援学校】
ろう特別支援

【小学校】

市ヶ尾、網島、平沼、
左近山、戸塚、八景、
西が岡（言語）

【中学校】

鴨志田、左近山（言語）
共進、洋光台第一（言語）

情緒

【小学校】
荏田東第一
十日市場
寺尾
小坪
仏向

※在籍する学校によって通級指導を受ける学校は指定されます

2 通級指導教室利用までの流れ

①就学相談で通級利用判断

②情緒障害通級指導教室のみ
各教室の説明会へ参加
（12月下旬から2月下旬）

②難聴・言語障害、弱視
通級指導教室
説明会はない

③すべての通級指導教室 初回面談の実施

④通級指導教室の利用開始

3 通級指導教室の現状と利用の考え方について

- ◆情緒障害通級指導教室、難聴言語障害通級指導教室は、年度途中の入級が難しい状況です。
- ◆新1年生は、定期的に在籍校を離れることで学校生活のリズムがつかみにくくなることがあります。
- ◆学区の学校との面談を経て、学校生活をスムーズにスタートできそうな場合、1年生のうち是一般学級で様子を見ていくという考え方もあります。
- ◆在籍校を離れた特別な指導の必要性を就学相談前に十分ご検討ください。
- ◆就学相談の結果、「**個別支援学級**」の判断が出る場合もあります。



令和7年度 就学に向けての相談について ～7分でわかる特別支援学校～



横浜市教育委員会 特別支援教育相談課
(特別支援教育総合センター)

【本動画の内容】

- 1 特別支援学校・支援学校とは？
 - ① 視覚障害部門・聴覚障害部門
 - ② 知的障害部門
 - ③ 肢体不自由部門
 - ④ 病弱部門
- 2 特別支援学校の就学までの流れ
- 3 特別支援学校の就学希望について

1 特別支援学校・支援学校とは

- ◆ 部 門 ……視覚障害、聴覚障害、知的障害、
肢体不自由、病弱
- ◆ 学級規模……児童 6人に対し、教員1人
- ◆ 教育課程
特別支援学校の学習指導要領を基に、児童の障害の状態や特性及び発達程度に応じて、教育課程を編成
- ◆ 交流及び共同学習
学区の小学校の一般学級や個別支援学級の授業や行事等に参加

特別支援学校への就学には、学識経験者や専門家等で構成される会議で承認を得る必要があります。

①視覚障害部門・聴覚障害部門

視覚障害部門

(市立) 盲特別支援学校
(県立) 平塚盲学校

聴覚障害部門

(市立) ろう特別支援学校
(県立) 平塚ろう学校

② 知的障害部門

(市立)

本郷特別支援学校 港南台ひの特別支援学校
日野中央高等特別支援学校(高等部)
二つ橋高等特別支援学校(高等部)
若葉台特別支援学校(高等部)

(県立) 鶴見支援学校 高津支援学校 金沢支援学校

麻生支援学校 みどり支援学校 保土ヶ谷支援学校
瀬谷支援学校 藤沢支援学校
あおば支援学校
横浜ひなたやま支援学校(高等部) 岩戸支援学校(高等部)
鎌倉支援学校(高等部) 三ツ境支援学校(高等部)
(私立) 聖坂支援学校 (国立) 横浜国大附属特別支援学校

③ 肢体不自由部門

(市立)

上菅田特別支援学校
若葉台特別支援学校
北綱島特別支援学校
東俣野特別支援学校
中村特別支援学校
左近山特別支援学校

(県立)

中原支援学校
三ツ境支援学校
鎌倉支援学校
金沢支援学校
あおば支援学校

④ 病弱部門

(市立) 浦舟特別支援学校

(県立) 横浜南支援学校

病院に入院した場合や医師の診断等がある場合に利用できます。

2 特別支援学校の就学までの流れ(一次相談後)

① 二次相談(8月以降)

特需センターの職員が在籍をする「保育所」「幼稚園」「地域療育センター」を訪問し、実態等を詳細に把握し、「ふさわしい学びの場」を総合的に検討します。

② 特別支援学校が望ましいとの判断が示された場合
(県立の場合は、入学前相談が必要)

③ 横浜市就学連絡会(11月頃、1月頃)

県立の場合 ④ 神奈川県教育支援委員会(12月頃、2月頃)

就学決定

3 特別支援学校の就学希望について

- ①特別支援学校への就学を希望する場合でも、
必ず学区の小学校で面談及び個別支援学級等の見学を行ってください。
- ②特別支援学校の見学は必ず行ってください。
- ③特別支援教育総合センターでの就学相談後は、保育所・幼稚園・地域療育センター等の関係機関と連携を図りながら、お子さんの実態を総合的に把握し電話での二次相談を行います。
- ④相談の申込みは、6月30日までです。早めに相談申込をしてください。締切後は対応できないこともあります。

3 特別支援学校の就学希望について

- ⑤横浜市立特別支援学校、神奈川県立支援学校への就学の決定は、横浜市教育委員会決定します。
学校の指定は、神奈川県教育委員会・横浜市教育委員会との調整により、お住まいの住所で指定されます。
調整区域の場合は、対象となる全ての学校見学をしていただきます。
住所で指定される特別支援学校については、特総センターにお問い合わせください。
- ⑥聖坂支援学校と横国大附属特別支援学校等を受験する場合は、必ず相談申込書にその旨記載してください。
- ⑦相談の結果、学区の小学校の個別支援学級等の判断となる場合もあります。